

地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進について

第 1 提言・要望の要旨

平成 23 年 7 月 24 日の地上デジタル放送への完全移行まで、残り 8 か月余りとなり、移行対策も最終段階を迎えた。

すべての国民が、地上デジタル放送への対応を確実に完了し、引き続きテレビが視聴できるよう、地域の実情に応じたよりきめの細かい対策の実施に万全を期すこと。

第 2 提言・要望の具体的内容

総務省では情報通信審議会の第 7 次中間答申を受け、平成 22 年 7 月に「地デジ最終年総合対策」を策定し、最終年に実施すべき施策を取りまとめるとともに、平成 23 年度概算要求において、事業費総額約 710 億円を計上し、来年 7 月の地上デジタル放送への移行を確実に実施する決意を示されたところである。

しかしながら、アナログ放送終了時に、すべての国民が地上デジタル放送を視聴することができるようにするためには、残された期間内において、各種施策等が自治体や対象者に十分理解されるよう、より一層、徹底した周知を図るなど、国民の混乱を避けるための万全の取組が必要である。

よって、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国及び放送事業者は、安易に地元自治体や国民に責任や負担を転嫁することなく、自らの責任と負担において、次の事項に全力で取り組むことを強く要望する。

1 アナログ放送終了に向けての最終体制等

(1) すべての国民が混乱なく地上デジタル放送へ移行できるよう、国は、各地域における受信機器の世帯普及率やデジタル化対応状況などを把握した上で、残る期間内に、国、放送事業者など関係者がその責任に応じて、各種対策の目標を設定し、進行管理を行うなど、万全の体制を取ること。

(2) 地上デジタル放送に未対応の世帯等に対する最終確認活動については、国の責任と負担において人員等を確保し、実施に当たっては、地元自治体に対して、事前に情報提供を行うこと。

なお、地元自治体の協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、必要となる経費については、地元自治体に負担を転嫁することがないように、裏付けとなる財源を確実に確保すること。

(3) 来年7月には1日最大60万件の電話相談が集中すると想定される総務省地デジコールセンター及びデジサポについては、適切な対応ができるよう人員・回線数を早期に拡充すること。

(4) 市町村の役場窓口等、生活に身近な場所に設置が予定されている臨時相談コーナーの運営については、国の責任と負担において、地域の実情に応じた適切な助言や対応ができる人員を確保すること。

なお、地元自治体の協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、必要となる経費については、地元自治体に負担を転嫁することがないように、裏付けとなる財源を確実に確保すること。

(5) デジサポによる受信相談、現地調査・助言等については、地域の実情に応じた内容となるよう、地元自治体及び放送事業者と十分に調整すること。

また、来年7月以降においても、地域の実情に応じた相談体制を継続すること。

(6) 国及び放送事業者は、テレビスポットや地デジ化テストのみならず、あらゆる広報手段等を十分に活用し、情報の届きにくい高齢者、障がい者世帯などにも確実に必要な情報が届くよう、幅広い周知広報活動を展開すること。

2 アナログ放送終了計画の周知等

(1) テレビは、生活に最も身近な情報の入手手段であることから、多くの国民が来年7月24日まではアナログ放送が視聴できると認識している現状を踏まえ、アナログ放送の終了に当たっては、国民生活に混乱が生じることがないようにするため、アナログ放送停波まで、可能な限り通常放送が視聴できるよう、「お知らせ」の表示方法を検討すること。

(2) アナログ放送の終了に当たっては、国は放送事業者などの関係者と連携して、国民に対しアナログ放送停波のプロセスなどの情報を、分かりやすく丁寧に説明すること。

3 低所得世帯への地デジチューナー等の支援強化等

- (1) 市町村民税非課税世帯に対する支援については、次の事項に取り組むこと。
 - ア すべての対象世帯が支援を受けられるよう、必要な予算額を確保すること。
 - イ 支援内容については、チューナーの取付けが困難な世帯も予想されることから、電話サポートに加え、訪問による設置・操作説明等の方法も措置すること。
 - ウ 支援対象世帯の把握、周知方法、申込書の配布などについて、安易に地元自治体に対し、役割や責任を課すことがないように、国及び地デジチューナー支援実施センターの責任と負担において、実施すること。

支援対象世帯の把握などやむを得ず市町村の協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、必要となる経費については、市町村に負担を転嫁することがないように、裏付けとなる財源を確実に確保すること。
- (2) すべての対象世帯に対し、確実に給付が行われるよう、効果的な周知広報活動を行うなど、対象世帯への一層の周知徹底を図ること。
- (3) エコポイントの効果により、デジタルテレビの買替えが順調に進んでいることから、エコポイント制度による購入支援を来年7月のアナログ停波まで継続すること。

4 新たな難視対策等の強化

- (1) 新たな難視地区は、本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によること。
- (2) 受信側対策において、住民の自己負担が35,000円（NHK助成を受ける場合は7,000円）を超える費用については、国又は放送事業者が負担するなど助成制度を拡充し、特に、少数世帯となる地区において過重となっている住民負担の軽減を図ること。
- (3) ケーブルテレビ事業者に対しては、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入などにより、低価格な利用料となるようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、社団法人日本ケーブルテレビ連盟をはじめ事業者に対し強く働き掛け、その実現を図ること。
- (4) 新たな難視の未調査地区が判明した場合には、早急に調査を実施し、新たな難視地区を特定するとともに、調査地点数が十分でなかった地区については、再度調査を行うこと。調査の結果、新たな難視地区となった場合には、地元自治体と十分協議の上、対策手法を策定し、当該対策が移行期限までに間に合うよう早期に着手すること。

また、デジタル混信についても同様に早期解消に向け対応すること。

5 デジタル中継局の整備促進

- (1) 「中継局ロードマップ」で予定されている中継局については、本年12月末までに確実に整備を完了すること。

なお、難視対策用中継局等で、やむを得ず平成23年以降の整備となる場合にあっては、地デジ難視対策衛星放送終了までの受信側対策の実施に要する期間を考慮し、可能な限り計画の前倒しを行うこと。

- (2) 中継局の廃止等により、アンテナ方向の変更やケーブルテレビへの移行等が必要な地域においては、国及び放送事業者の責任により、住民への説明を早期に行うとともに、テレビを視聴できない世帯が生じないように、必要な対策を講じること。

6 辺地共聴施設の改修等の支援

- (1) 共聴施設の新設及び受信点移設等による改修については、電力柱及びNTT柱の共架が可能な場合であっても、後年度の維持管理経費が共架料よりも安価となる自営柱の設置経費を補助対象とすること。

- (2) ケーブルテレビへの移行に関する支援については、共聴施設の改修との費用の比較を撤廃し、又は条件を緩和し、利用しやすい柔軟な制度とすること。

また、地元自治体が支援をする場合にあっては、共聴施設の新設・改修と同様に地方財政措置を講じること。

- (3) NHKの経費助成については、辺地共聴施設を統合・廃止し、ケーブルテレビの巻取りや光ファイバを整備して行う再送信についても対象とすること。

また、NHK助成金については、審査期間をできるだけ短縮し、工事完了後の速やかな支払、申請手続の簡素化などの見直しを行うこと。

- (4) ケーブルテレビ事業者に対しては、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入などにより、低価格な利用料となるようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、社団法人日本ケーブルテレビ連盟をはじめ事業者に対し強く働き掛け、その実現を図ること。

【4(3)再掲】

- (5) 地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビ網を整備するに至った市町村に対し、整備後の管理・運営及び機器の更新に要する経費について、地方財政措置を講じること。

- (6) 共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行など、地上デジタル放送対応後に新たに必要となる維持管理費について、住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること。

また、維持管理費を地元自治体が支援をする場合にあっては、地方財政措置を講じること。

- (7) 共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い電柱共架料が必要となる場合には、電力会社等に共架料の免除・減免措置を講じるよう働き掛けるとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。

7 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の対応の促進

- (1) 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設について、デジタル化未対応施設が残ることのないよう、施設管理者等に対し、国として適切な指導を行うなどの対策を講じること。
- (2) デジサポにおけるビル管理者訪問、対象世帯への直接的な働き掛け、管理者不明施設等の困難施設への対応を強化し、その取組に必要な人員を配置すること。
- (3) 各種対策の実施については、有線テレビジョン放送法、有線電気通信法等に基づく所定の届出等がされていない施設も含めて、必要な情報が届くよう取り組むこと。

8 暫定的な衛星利用による難視聴対策

- (1) 完全移行後に全くテレビが視聴できない状況はあってはならないことから、対象世帯の把握に当たっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認した上で対策を講じること。
- (2) 地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）への掲載は、地デジ難視対策衛星放送の問題点等について十分に説明し、対象地区の理解と合意を得た上で行うこと。
- (3) 地デジ難視対策衛星放送終了までの地上テレビ放送への移行計画については、国及び放送事業者の責任において、整備の時期や対策手法を明らかにするとともに、対象世帯の不安が解消できるように、放送期間終了後の対応をできるだけ早い段階で明確にすること。
- (4) 地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討し、対策を講じること。
- (5) 現在アナログ放送で視聴している番組（区域外波を含む。）を地デジ難視対策衛星放送の対象とすること。

9 その他

- (1) 悪質商法等対策について

アナログ放送終了の期限が迫る中、悪質商法・詐欺事象などの増加が懸念されることから、こうした事案について、関係機関の連絡体制をより密にし、ホームページやパンフレットのほか、テレビスポット等を活用した注意喚起を引き続き行うとともに、情報

の共有・提供を図り，被害の発生・拡大の防止の取組を強化すること。

(2) 廃棄物・リサイクル対策について

不法投棄防止や環境汚染対策の観点から，アナログテレビについてもチューナーの取付けにより引き続き使用可能であることや，アナログ受信機を廃棄する場合には，適正に処理する必要があることについて，改めて注意喚起を行うなど，関係機関等との連携をより密にし，十分な周知を行い，廃棄・リサイクル対策の取組を強化すること。

(3) 公共施設における地上放送のデジタル化の対応について

地上デジタル放送への完全移行までに，地域住民の生活と密接に関連する公共施設の円滑なデジタル化改修を完了するため，地方財政措置を平成 23 年度においても継続すること。